

1. 日時：[PSC 委員会] 10月14日(月)～17日(木)
[技術作業部会] 10月10日(木)～11日(金)
2. 場所：マジュロ（マーシャル諸島）
3. 出席者：東京 MOU 加盟国・地域の各代表 オーストラリア（議長国）、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナムの16カ国・地域
準加盟国 パナマ（今回の会合で加盟国として承認）
オブザーバー マカオ（中国）、米国沿岸警備隊、黒海 MOU、カリブ海 MOU、インド洋 MOU、パリ MOU、ラテンアメリカ MOU

4. 内容

(1) パナマの正式加盟について

パナマの正式加盟国としての申請について今次会合において審議し、東京 MOU の21番目の正式加盟国となることが全会一致で承認されました。世界最大級の船籍国のパナマが加盟したことにより、アジア・太平洋地域における PSC の実効性のさらなる向上につながることを期待されます。

(2) 集中検査キャンペーン (CIC) について

毎年、パリ MOU と東京 MOU において共通のテーマを決めて実施する集中検査キャンペーン (CIC) について、今次会合では2020年の「復原性」に関する CIC について質問票等の準備状況について報告・審議するとともに、2021年の「STCW 条約」に関する CIC について準備状況が報告されました。さらに、2022年については「火災安全」に関する CIC を実施することが合意されました。なお、今年度の CIC は「非常用システム及び手順」をテーマに現在実施中（9/1～11/30）です。

(3) 技術協力事業等について

東京 MOU が実施している技術協力事業が十分な効果を発揮していることについて、財政支援を行っている日本財団、協力している各加盟国及び実施主体である東京 MOU 事務局に謝意が表明されました。我が国が協力している主な技術協力については次のとおりです。

① 検査官研修 (General Training Course)

本年8月19日から9月13日まで、東京 MOU が毎年日本で開催し、本省 PSC 室職員及び地方運輸局等の PSC 検査官が講師や乗船指導を務めた第9回検査官研修の結果について報告されました。同研修に参加した東京 MOU 加盟国及び他地

域 MOU の PSC 検査官（合計 22 名）から高く評価されていることが報告され、我が国からは、本技術協力事業について引き続き積極的に協力していくことを表明しました。

② PSC 検査官の相互派遣事業

東京 MOU 域内の PSC 手続きの調和及び PSC に関する経験、専門的技術・知識、情報の共有等を行う本事業について、今年度、日本からは関東運輸局外国船舶監督官をペルーへ派遣する予定であることが報告されました。

③ 専門家派遣事業

PSC の現場訓練の実施等により派遣国の PSC 検査官の育成に貢献する本事業について、今年度、日本からは関東運輸局及び神戸運輸監理部外国船舶監督官をフィジーへ、中部運輸局及び四国運輸局外国船舶監督官をベトナムへ派遣する予定であることが報告されました。

(4) 遠隔フォローアップ検査について

PSC 検査において、遠隔フォローアップ検査（証拠書類等をもとに PSC 検査官の立会なしに実施するフォローアップ検査）について審議が行われた結果、指摘された欠陥の改善について適切で信頼できる証拠がある場合に、当局の判断により、実際に PSC 検査官が訪船することなく、欠陥の改善状況を検証し PSC 検査を結了するスキームを試験的に実施することが合意されました。

なお、本件についてはあくまでも当局の判断で行うものであることが強調されました。

(5) 2017 年合同閣僚宣言のフォローアップについて

2017 年 5 月に開催された第 3 回パリ MOU・東京 MOU 合同閣僚会議において採択された閣僚宣言に盛り込まれている 31 の行動計画についてそのフォローアップ状況が確認され、このうち、ばら積み貨物の安全輸送の確保向上策について、船長及び荷送り人等の関係者に対する啓蒙活動の具体的方策として配布する予定のリーフレットについて引き続き検討することとなりました。

(6) その他

次回、東京 MOU の第 31 回 PSC 委員会は、2020 年 11 月に韓国済州島において開催される予定です。

(7) (参 考)

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査がIMO(国際海事機関)の条約等により認められている。

2. 「MOU」(エムオーユー : Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在21の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナム)が参加している。

